

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名                 |
|-------|----------------------|
| 7     | 国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

羽島市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

羽島市長

## 公表日

令和4年12月26日

# I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務     |  |
|--------------------------|--|
| ①事務の名称                   | 国民健康保険に関する事務   |
| ②事務の概要                   | <p>国民健康保険法(昭和33年法律第192号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。(以下「番号法」という。))の規定に伴い、国民健康保険に関する事務において以下のとおり特定個人情報を取り扱う。</p> <p>(1) 被保険者に係る申請等の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務</p> <p>(2) 被保険者証兼高齢受給者証、被保険者資格証明書、食事療養標準負担額減額認定証、生活療養標準負担額減額認定証、特定疾病療養受領証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に関する事務</p> <p>(3) 保険給付の支給に関する事務</p> <p>(4) 一部負担金に関する事務</p> <p>(5) 一時差止めに関する事務</p> <p>(6) 保健事業の実施に関する事務</p> <p>(7) 資料の提供等の求めに関する事務</p> <p>(8) 被保険者情報及び高額該当の引き継ぎ情報の国保情報集約システムへの連携に関する事務</p> <p>(9) オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理及び機関別符号の取得等に関する事務</p> <p>(10) 公金受取口座情報の確認に関する事務</p> <p>番号法の別表第二を基に、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続して各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。</p> |
| ③システムの名称                 | 国民健康保険システム、国民健康保険(給付)システム、宛名管理システム、団体宛名統合システム、中間サーバー、国保総合システム、国保情報集約システム、医療保険者等向け中間サーバー等(※)医療保険者等向け中間サーバー等(※)・・・医療保険者等全体または医療保険制度横断で資格管理等を行う際に必要となるシステム  |
| 2. 特定個人情報ファイル名           |  |
| 国民健康保険システムファイル           |  |
| 3. 個人番号の利用               |  |
| 法令上の根拠                   | 番号法第9条第1項 別表第一 第30項、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録に関する法律(口座登録法)第2条、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録に関する法律(口座登録法)施行規則第2条  |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 |  |
| ①実施の有無                   | <p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;<br/>1) 実施する<br/>2) 実施しない<br/>3) 未定</p>  |
| ②法令上の根拠                  | <p>&lt;情報連携に係る業務&gt;<br/>番号法第19条第8号 別表第二<br/>(別表第二における情報提供の根拠)<br/>番号法第19条第8号 別表第二 第1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、78、80、87、93、97、106、109、120項<br/>(別表第二における情報照会の根拠)<br/>番号法第19条第8号 別表第二 第42、43項<br/>&lt;オンライン資格確認に係る準備業務&gt;<br/>番号法附則第6条第4項(オンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等)</p>   |
| 5. 評価実施機関における担当部署        |  |
| ①部署                      | 市民部保険年金課、健幸福祉部子育て・健幸課  |
| ②所属長の役職名                 | 課長、健幸担当課長  |
| 6. 他の評価実施機関              |  |
| なし                       |  |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求   |  |
| 請求先                      | 羽島市総務部総務課<br>〒501-6292 岐阜県羽島市竹鼻町55番地<br>058-392-1111   |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ |  |
| 連絡先                      | 羽島市市民部保険年金課<br>〒501-6292 岐阜県羽島市竹鼻町55番地<br>058-392-1111   |

## II しきい値判断項目

| 1. 対象人数                                |                 |  |
|--|-----------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か                       | [ 1万人以上10万人未満 ] | <選択肢><br>1) 1,000人未満(任意実施)<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か                               | 令和2年2月28日 時点    |  |
| 2. 取扱者数                                |                 |  |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か                 | [ 500人未満 ]      | <選択肢><br>1) 500人以上 2) 500人未満   |
| いつ時点の計数か                               | 令和2年2月28日 時点    |  |
| 3. 重大事故                                |                 |  |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [ 発生なし ]        | <選択肢><br>1) 発生あり 2) 発生なし   |

## III しきい値判断結果

| しきい値判断結果          |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

## IV リスク対策

|   |  |  |
|---|--|--|
| <b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>                                    |  |  |
| [ 基礎項目評価書 ]   |  | <選択肢><br>1) 基礎項目評価書<br>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書<br>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書<br>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| <b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>                   |  |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か  | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| <b>3. 特定個人情報の使用</b>   |  |  |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か                      | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か                 | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| <b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ ]委託しない                            |  |  |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か                                       | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| <b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ ]提供・移転しない |  |  |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か  | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| <b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)          |  |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か  | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か   | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| <b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>  |  |  |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か                                     | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| <b>8. 監査</b>  |  |  |
| 実施の有無   | [ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査 |  |
| <b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>  |  |  |
| 従業者に対する教育・啓発  | [ 十分に行っている ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている<br>2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない  |

## 変更箇所

| 変更日         | 項目                             | 変更前の記載   | 変更後の記載   | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-------------|--------------------------------|--|--|------|-----------|
| 平成28年3月22日  | 4.情報提供ネットワークシステムによる情報提供②法令上の根拠 | 番号法第19条第7号 別表第二 第42、43、44項   | 番号法第19条第7号 別表第二<br>(別表第二における情報提供の根拠)<br>番号法第19条第7号 別表第二 第1、2、3、4、5、17、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93、106項<br>(別表第二における情報照会の根拠)<br>番号法第19条第7号 別表第二 第42、43、44項   | 事後   |           |
| 平成28年3月22日  | 5.評価実施機関における担当部署①部署            | 保険年金課  | 保険年金課、健康管理課  | 事後   |           |
| 平成28年3月22日  | 5.評価実施機関における担当部署②所属長           | 保険年金課長 加藤 光彦   | 保険年金課 加藤 光彦、健康管理課長 後藤 啓一   | 事後   |           |
| 平成28年11月30日 | 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務②業務の概要      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険法に基づき、被保険者に対し、次の業務を行うものである。</li> <li>①資格の得喪・変更の処理、台帳整理</li> <li>②被保険者証、高齢受給者証、限度額適用認定証等の審査、交付</li> <li>③療養の給付、高額療養費、出産育児一時金等に係る審査、給付</li> <li>④健康の保持増進のための事業の実施</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報ファイルは、次の事務に利用する。</li> <li>①資格管理</li> <li>②保険給付</li> <li>③保健事業</li> </ul> <p>なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険法に基づき、被保険者に対し、次の業務を行うものである。</li> <li>①資格の得喪・変更の処理、台帳整理</li> <li>②被保険者証、高齢受給者証、限度額適用認定証等の審査、交付</li> <li>③療養の給付、高額療養費、出産育児一時金等に係る審査、給付</li> <li>④健康の保持増進のための事業の実施</li> <li>⑤県内市町村間の住所異動に係る資格継続業務、高額該当の引継ぎ業務</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報ファイルは、次の事務に利用する。</li> <li>①資格管理</li> <li>②保険給付</li> <li>③保健事業</li> </ul> <p>なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。</p> | 事後   |           |
| 平成28年11月30日 | 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称    | 国民健康保険システム、国民健康保険(給付)システム、宛名管理システム、中間サーバー  | 国民健康保険システム、国民健康保険(給付)システム、宛名管理システム、中間サーバー、国保総合(国保集約)システム   | 事後   |           |

| 変更日         | 項目                             | 変更前の記載   | 変更後の記載   | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-------------|--------------------------------|--|--|------|-----------|
| 平成28年11月30日 | 4.情報提供ネットワークシステムによる情報提供②法令上の根拠 | 番号法第19条第7号 別表第一<br>(別表第二における情報提供の根拠)<br>番号法第19条第7号 別表第二 第1、2、3、4、5、17、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93、106項<br>(別表第二における情報照会の根拠)<br>番号法第19条第7号 別表第二 第42、43、44項   | 番号法第19条第7号 別表第二<br>(別表第二における情報提供の根拠)<br>番号法第19条第7号 別表第二 第1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、78、80、87、93、97、106、109、120項<br>(別表第二における情報照会の根拠)<br>番号法第19条第7号 別表第二 第42、43項   | 事後   |           |
| 平成28年11月30日 | 5.評価実施機関における担当部署①部署            | 保険年金課  | 市民部保険年金課、健幸福祉部健幸推進課  | 事後   |           |
| 平成28年11月30日 | 5.評価実施機関における担当部署②所属長           | 保険年金課長 加藤 光彦、健康管理課長 後藤 啓一  | 山内 勝宣(保険年金課)、横山 郁代(健幸推進課)  | 事後   |           |
| 平成29年6月27日  | 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務②業務の概要      | <p>・国民健康保険法に基づき、被保険者に対し、次の業務を行うものである。</p> <p>①資格の得喪・変更の処理、台帳整理<br/>②被保険者証、高齢受給者証、限度額適用認定証等の審査、交付<br/>③療養の給付、高額療養費、出産育児一時金等に係る審査、給付<br/>④健康の保持増進のための事業の実施<br/>⑤県内市町村間の住所異動に係る資格継続業務、高額該当の引継ぎ業務</p> <p>・特定個人情報ファイルは、次の事務に利用する。</p> <p>①資格管理<br/>②保険給付<br/>③保健事業</p> <p>なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。</p> | <p>国民健康保険法(昭和33年法律第192号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。(以下「番号法」という。))の規定に伴い、国民健康保険に関する事務において以下のとおり特定個人情報を取り扱う。</p> <p>(1) 被保険者に係る申請等の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務<br/>(2) 被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、食事療養標準負担額減額認定証、生活療養標準負担額減額認定証、特定疾病療養受領証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に関する事務<br/>(3) 保険給付の支給に関する事務<br/>(4) 一部負担金に関する事務<br/>(5) 一時差止めに関する事務<br/>(6) 保健事業の実施に関する事務<br/>(7) 資料の提供等の求めに関する事務<br/>(8) 被保険者情報及び高額該当の引き継ぎ情報の国保情報集約システムへの連携に関する事務</p> <p>番号法の別表第二を基に、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続して各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。</p> | 事後   |           |

| 変更日        | 項目                             | 変更前の記載   | 変更後の記載   | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|--------------------------------|--|--|------|-----------|
| 平成29年6月27日 | 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称    | 国民健康保険システム、国民健康保険(給付)システム、宛名管理システム、中間サーバー、国保総合(国保集約)システム   | 国民健康保険システム、国民健康保険(給付)システム、宛名管理システム、団体宛名統合システム、中間サーバー、次期国保総合システム、国保情報集約システム   | 事後   |           |
| 平成29年6月27日 | 5.評価実施機関における担当部署②所属長           | 山内 勝宣(保険年金課)、横山 郁代(健幸推進課)  | 田中 丈詞(保険年金課)、横山 郁代(健幸推進課)  | 事後   |           |
| 平成30年11月6日 | 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称    | 国民健康保険システム、国民健康保険(給付)システム、宛名管理システム、団体宛名統合システム、中間サーバー、次期国保総合システム、国保情報集約システム   | 国民健康保険システム、国民健康保険(給付)システム、宛名管理システム、団体宛名統合システム、中間サーバー、国保総合システム、国保情報集約システム   | 事後   |           |
| 平成30年11月6日 | 4.情報提供ネットワークシステムによる情報提供②法令上の根拠 | 番号法第19条第7号 別表第二(別表第二における情報提供の根拠)<br>番号法第19条第7号 別表第二 第1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、78、80、87、93、97、106、109、120項(別表第二における情報照会の根拠)<br>番号法第19条第7号 別表第二 第42、43項 | 番号法第19条第7号 別表第二(別表第二における情報提供の根拠)<br>番号法第19条第7号 別表第二 第1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、78、80、87、93、97、106、109、119項(別表第二における情報照会の根拠)<br>番号法第19条第7号 別表第二 第42、43項 | 事後   |           |
| 平成30年11月6日 | 5.評価実施機関における担当部署①部署            | 市民部保険年金課、健幸福祉部健幸推進課  | 市民部保険年金課、健幸福祉部子育て・健幸課  | 事後   |           |
| 平成30年11月6日 | 5.評価実施機関における担当部署②所属長           | 田中 丈詞(保険年金課)、横山 郁代(健幸推進課)  | 課長   | 事後   |           |
| 令和1年6月25日  | 5.評価実施機関における担当部署②所属長           | 課長   | 課長、健幸担当課長  | 事後   |           |
| 令和1年6月25日  | IVリスク対策                        | -  | 1～9項目まで新規追加  | 事後   | 様式改正に伴う変更 |

| 変更日       | 項目                          | 変更前の記載  | 変更後の記載   | 提出時期 | 提出時期に係る説明                   |
|-----------|-----------------------------|---|--|------|-----------------------------|
| 令和2年3月10日 | 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務②業務の概要   | <p>国民健康保険法(昭和33年法律第192号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。(以下「番号法」という。))の規定に伴い、国民健康保険に関する事務において以下のとおり特定個人情報を取り扱う。</p> <p>(1) 被保険者に係る申請等の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務</p> <p>(2) 被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、食事療養標準負担額減額認定証、生活療養標準負担額減額認定証、特定疾病療養受領証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に関する事務</p> <p>(3) 保険給付の支給に関する事務</p> <p>(4) 一部負担金に関する事務</p> <p>(5) 一時差止めに関する事務</p> <p>(6) 保健事業の実施に関する事務</p> <p>(7) 資料の提供等の求めに関する事務</p> <p>(8) 被保険者情報及び高額該当の引き継ぎ情報の国保情報集約システムへの連携に関する事務</p> <p>番号法の別表第二を基に、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続して各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。</p> | <p>国民健康保険法(昭和33年法律第192号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。(以下「番号法」という。))の規定に伴い、国民健康保険に関する事務において以下のとおり特定個人情報を取り扱う。</p> <p>(1) 被保険者に係る申請等の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務</p> <p>(2) 被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、食事療養標準負担額減額認定証、生活療養標準負担額減額認定証、特定疾病療養受領証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に関する事務</p> <p>(3) 保険給付の支給に関する事務</p> <p>(4) 一部負担金に関する事務</p> <p>(5) 一時差止めに関する事務</p> <p>(6) 保健事業の実施に関する事務</p> <p>(7) 資料の提供等の求めに関する事務</p> <p>(8) 被保険者情報及び高額該当の引き継ぎ情報の国保情報集約システムへの連携に関する事務</p> <p>(9) オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理及び機関別符号の取得等に関する事務</p> <p>番号法の別表第二を基に、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続して各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。</p> | 事前   | オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備に伴う変更 |
| 令和2年3月10日 | 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称 | 国民健康保険システム、国民健康保険(給付)システム、宛名管理システム、団体宛名統合システム、中間サーバー、国保総合システム、国保情報集約システム  | 国民健康保険システム、国民健康保険(給付)システム、宛名管理システム、団体宛名統合システム、中間サーバー、国保総合システム、国保情報集約システム、医療保険者等向け中間サーバー等(※)<br>医療保険者等向け中間サーバー等(※)・・・医療保険者等全体または医療保険制度横断で資格管理等を行う際に必要となるシステム  | 事前   | オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備に伴う変更 |



| 変更日       | 項目                             | 変更前の記載   | 変更後の記載   | 提出時期 | 提出時期に係る説明                   |
|-----------|--------------------------------|--|--|------|-----------------------------|
| 令和2年3月10日 | 4.情報提供ネットワークシステムによる情報提供②法令上の根拠 | 番号法第19条第7号 別表第二<br>(別表第二における情報提供の根拠)<br>番号法第19条第7号 別表第二 第1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、78、80、87、93、97、106、109、119項<br>(別表第二における情報照会の根拠)<br>番号法第19条第7号 別表第二 第42、43項 | 〈情報連携に係る業務〉<br>番号法第19条第7号 別表第二<br>(別表第二における情報提供の根拠)<br>番号法第19条第7号 別表第二 第1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、78、80、87、93、97、106、109、120項<br>(別表第二における情報照会の根拠)<br>番号法第19条第7号 別表第二 第42、43項<br>〈オンライン資格確認に係る準備業務〉<br>番号法附則第6条第4項(オンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) | 事前   | オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備に伴う変更 |
| 令和2年3月10日 | Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計測か      | 平成26年7月19日時点   | 令和2年2月28日時点  | 事後   | 評価書見直しに伴う変更                 |
| 令和2年3月10日 | Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計測か      | 平成26年7月19日時点   | 令和2年2月28日時点  | 事後   | 評価書見直しに伴う変更                 |

| 変更日        | 項目                             | 変更前の記載   | 変更後の記載   | 提出時期 | 提出時期に係る説明                         |
|------------|--------------------------------|--|--|------|-----------------------------------|
| 令和3年8月1日   | 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務②業務の概要      | <p>国民健康保険法(昭和33年法律第192号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。(以下「番号法」という。))の規定に伴い、国民健康保険に関する事務において以下のとおり特定個人情報を取り扱う。</p> <p>(1) 被保険者に係る申請等の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務</p> <p>(2) 被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、食事療養標準負担額減額認定証、生活療養標準負担額減額認定証、特定疾病療養受領証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に関する事務</p> <p>(3) 保険給付の支給に関する事務</p> <p>(4) 一部負担金に関する事務</p> <p>(5) 一時差止めに関する事務</p> <p>(6) 保健事業の実施に関する事務</p> <p>(7) 資料の提供等の求めに関する事務</p> <p>(8) 被保険者情報及び高額該当の引き継ぎ情報の国保情報集約システムへの連携に関する事務</p> <p>(9) オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理及び機関別符号の取得等に関する事務</p> <p>番号法の別表第二を基に、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続して各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。</p> | <p>国民健康保険法(昭和33年法律第192号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。(以下「番号法」という。))の規定に伴い、国民健康保険に関する事務において以下のとおり特定個人情報を取り扱う。</p> <p>(1) 被保険者に係る申請等の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務</p> <p>(2) 被保険者証兼高齢受給者証、被保険者資格証明書、食事療養標準負担額減額認定証、生活療養標準負担額減額認定証、特定疾病療養受領証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に関する事務</p> <p>(3) 保険給付の支給に関する事務</p> <p>(4) 一部負担金に関する事務</p> <p>(5) 一時差止めに関する事務</p> <p>(6) 保健事業の実施に関する事務</p> <p>(7) 資料の提供等の求めに関する事務</p> <p>(8) 被保険者情報及び高額該当の引き継ぎ情報の国保情報集約システムへの連携に関する事務</p> <p>(9) オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理及び機関別符号の取得等に関する事務</p> <p>番号法の別表第二を基に、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続して各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。</p> | 事後   | 被保険者証を被保険者証兼高齢受給者証に変更             |
| 令和3年10月19日 | 4.情報提供ネットワークシステムによる情報提供②法令上の根拠 | <p>〈情報連携に係る業務〉<br/>           番号法第19条第7号 別表第二<br/>           (別表第二における情報提供の根拠)<br/>           番号法第19条第7号 別表第二 第1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、78、80、87、93、97、106、109、120項<br/>           (別表第二における情報照会の根拠)<br/>           番号法第19条第7号 別表第二 第42、43項<br/>           〈オンライン資格確認に係る準備業務〉<br/>           番号法附則第6条第4項(オンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等)</p>  | <p>〈情報連携に係る業務〉<br/>           番号法第19条第8号 別表第二<br/>           (別表第二における情報提供の根拠)<br/>           番号法第19条第8号 別表第二 第1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、78、80、87、93、97、106、109、120項<br/>           (別表第二における情報照会の根拠)<br/>           番号法第19条第8号 別表第二 第42、43項<br/>           〈オンライン資格確認に係る準備業務〉<br/>           番号法附則第6条第4項(オンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等)</p>  | 事後   | 重要な変更にあたらない変更(令和3年法律第37号による番号法改正) |

| 変更日        | 項目                        | 変更前の記載   | 変更後の記載   | 提出時期 | 提出時期に係る説明                 |
|------------|---------------------------|--|--|------|---------------------------|
| 令和4年12月26日 | 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務②業務の概要 | <p>国民健康保険法(昭和33年法律第192号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。(以下「番号法」という。))の規定に伴い、国民健康保険に関する事務において以下のとおり特定個人情報を取り扱う。</p> <p>(1) 被保険者に係る申請等の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務</p> <p>(2) 被保険者証兼高齢受給者証、被保険者資格証明書、食事療養標準負担額減額認定証、生活療養標準負担額減額認定証、特定疾病療養受領証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に関する事務</p> <p>(3) 保険給付の支給に関する事務</p> <p>(4) 一部負担金に関する事務</p> <p>(5) 一時差止めに関する事務</p> <p>(6) 保健事業の実施に関する事務</p> <p>(7) 資料の提供等の求めに関する事務</p> <p>(8) 被保険者情報及び高額該当の引き継ぎ情報の国保情報集約システムへの連携に関する事務</p> <p>(9) オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理及び機関別符号の取得等に関する事務</p> <p>番号法の別表第二を基に、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続して各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。</p> | <p>国民健康保険法(昭和33年法律第192号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。(以下「番号法」という。))の規定に伴い、国民健康保険に関する事務において以下のとおり特定個人情報を取り扱う。</p> <p>(1) 被保険者に係る申請等の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務</p> <p>(2) 被保険者証兼高齢受給者証、被保険者資格証明書、食事療養標準負担額減額認定証、生活療養標準負担額減額認定証、特定疾病療養受領証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に関する事務</p> <p>(3) 保険給付の支給に関する事務</p> <p>(4) 一部負担金に関する事務</p> <p>(5) 一時差止めに関する事務</p> <p>(6) 保健事業の実施に関する事務</p> <p>(7) 資料の提供等の求めに関する事務</p> <p>(8) 被保険者情報及び高額該当の引き継ぎ情報の国保情報集約システムへの連携に関する事務</p> <p>(9) オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理及び機関別符号の取得等に関する事務</p> <p>(10) 公金受取口座情報の確認に関する事務</p> <p>番号法の別表第二を基に、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続して各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。</p> | 事前   | (10) 公金受取口座情報の確認に関する事務を追加 |

| 変更日        | 項目        | 変更前の記載              | 変更後の記載  | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|-----------|---------------------|---|------|-----------|
| 令和4年12月26日 | 3.個人番号の利用 | 番号法第9条第1項 別表第一 第30項 | 番号法第9条第1項 別表第一 第30項、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録に関する法律(口座登録法)第2条、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録に関する法律(口座登録法)施行規則第2条 | 事前   |           |